

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告示】		消防保安課	
○ 液化石油ガス販売事業者の認定		環境管理課	
○ 特定施設の構造等変更許可申請		指導監査室	
○ 介護医療院の開設許可		〃	
○ 指定居宅サービス事業者の指定		〃	
〃		〃	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		〃	
○ 介護老人保健施設の廃止		〃	
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止		医療推進課	
○ 救急病院の認定		治山課	
○ 保安林の解除予定		財産活用課	
【公告】		県民生活交通課	
○ 落札者等の決定		労働雇用政策課	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		建築指導課	
○ 令和二年度職業訓練指導員試験の実施		〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	
		警察本部会計課	

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

◎岡山県告示第四百三十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

岡山ガスエネルギー株式会社

代表取締役 柴 敏典

二 液化石油ガス販売事業者の住所

岡山市南区築港栄町七番地の二七

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第二号に掲げる方法

四 認定年月日

令和二年七月三十一日

◎岡山県告示第四百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- | | |
|-----|---------------|
| 名 称 | 株式会社クラレ |
| 住 所 | 倉敷市酒津1621番地 |
| 氏 名 | 代表取締役社長 伊藤 正明 |
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- | | |
|-----|--------------|
| 名 称 | 株式会社クラレ鶴海事業所 |
| 所在地 | 備前市鶴海4342番地 |

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	27－ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (57)		同左		27－ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (58)		同左	
能	力	400 N m ³ /時間		同左		400 N m ³ /時間		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		工事完成后直ちに		－		工事完成后直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		休止		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	178	216	130	156	0	0	48	60
	p H	2～5	2～5	同左		同左		同左	
	C O D (mg/L)	31	111	42	153	50	150	100	300
	S S (mg/L)	46	148	63	204	75	200	150	400
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		同左		同左	
	T－N (mg/L)	4	9	5	12	6	12	12	24
	T－P (mg/L)	0.2	0.5	0.3	0.7	0.4	0.7	0.8	1.4

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類	能 力	27－ス 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (59)		同左		27－ス 無機化学工業製品製造 業の用に供する廃ガス 洗浄施設 (60)		同左	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	400N m ³ /時間		同左		400N m ³ /時間		同左	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
	工 事 開 始 予 定 年 月 日	－		工事着手後直ちに		－		工事着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	－		工事完成後直ちに		－		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		休止		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	96	120	48	60	0	0	48	60
	p H	2～5	2～5	同左		同左		同左	
	C O D (mg/L)	50	150	100	300	50	150	100	300
	S S (mg/L)	75	200	150	400	75	200	150	400
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		同左		同左	
	T－N (mg/L)	6	12	12	24	6	12	12	24
	T－P (mg/L)	0.4	0.7	0.8	1.4	0.4	0.7	0.8	1.4

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		処理施設（G）				同左			
種 類 及 び 型 式		中和槽，膜ろ過装置，脱水機				同左			
構 造		中和槽FRP，膜ろ過装置中空糸膜モジュール5本，SUS，脱水機SUS				同左			
主 要 寸 法		中和槽L2,750mm×W1,350mm×H1,750mm，膜ろ過装置（GSR-5型）φ189mm×H1,160mm（モジュール），L1,955mm×W600mm×H1,725mm（外形），膜ろ過装置（GL-5型）φ207mm×H1,421mm（モジュール），L2,600mm×W950mm×H2,434mm（外形），脱水機L1,600mm×W960mm×H655mm				同左			
能 力		496m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		中和，膜ろ過，遠心分離				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				－			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				－			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時間における当該汚水等の処理前後の汚水等の状態及びその最大値並びに通常値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ /日）	275	352	275	352	同左			
	p H	3～6	3～6	6～8.5	6～8.5				
	C O D（mg/L）	38	120	1.1	2	72	222	2.1	4
	S S（mg/L）	56	160	3	7	108	296	6	13
	油 分（mg/L）	<0.5	1	<0.5	1	同左			
	T－N（mg/L）	5	10	4	8	9	18	7	14
	T－P（mg/L）	0.3	0.6	0.3	0.6	0.6	1.1	0.6	1.1

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	722.51	1,102.66	同左	
pH	6～8	6～8		
COD (mg/L)	15.09	23.35	15.22	23.99
SS (mg/L)	9.13	12.78	9.69	14.70
油分 (mg/L)	<0.5	1	同左	
T-N (mg/L)	6.64	9.23	7.20	11.15
T-P (mg/L)	0.692	1.258	0.761	1.418
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年8月7日から同月28日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

◎岡山県告示第四百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院わたぼうし

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

三 許可年月日

令和二年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇〇三〇

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第四百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションゆうぜん

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大幸

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

三 指定年月日

令和二年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四五一

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターゆうぜん

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大幸

2 所在地

岡山県津山市沼六八三番地一

三 指定年月日

令和二年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四六九

五 サービスの種類

通所介護

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

◎岡山県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護医療院わたぼうし

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

三 指定年月日

令和二年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇〇三〇

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第四百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設わたぼうし

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇六八

五 サービスの種類

介護老人保健施設

◎岡山県告示第四百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設わたぼうし

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇六八

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第四百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山市立せのお病院

2 所在地

岡山市南区妹尾八五〇

二 認定年月日

令和二年八月六日

三 認定の有効期限

令和五年八月五日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

さとう記念病院

2 所在地

勝田郡勝央町黒土四五

二 認定年月日

令和二年八月六日

三 認定の有効期限

令和五年八月五日

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

◎岡山県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

小田郡矢掛町東三成字大谷三九七三の二三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

〔三五二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札に係る物品及び数量

岡山県庁舎で使用する電気

使用予定電力量四、二三五、〇〇〇キロワット時（二年六月間）

二 納入期間

令和二年十月一日から令和四年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部財産活用課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年七月二十八日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社 F l P o w e r

東京都港区芝浦三丁目一番二一号

六 落札金額

五四、四七〇、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年六月九日

〔三五三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人美咲町柵原星の里スポレク倶楽部

三 代表者の氏名

表田 実典

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町久木二〇〇番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、「だれもが」、「いつでも」、「身近なところで」スポーツができることを目指し、地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツ振興に関する事業を行い、この法人を中心に地域住民の自立的な社会参加とともに地域社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及び会議に関する事項

〔三五四〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、令和二年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

1 実技試験を実施する免許職種

木工科

2 学科試験（指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）及び関連学科）を実施する免許職種

木工科、建築科及び塗装科

3 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる職種のうち、木工科、建築科及び塗装科を除いたもの

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
木工科	木製品製作	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 1(1) 製図（現図画法 読図法） 2(1) 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法） 3(1) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 2(1) 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

職種 一 3 の 免 許	塗装科	建築科	
指導方法	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) デザイン (文字 構成 色彩 模様) (2) 塗装一般 (塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規) (3) 安全衛生 (安全管理 衛生管理) 2 専攻学科 塗装法 (金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装法 試験法 材料 仕様及び積算)	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) 建築工学 (構造力学 建築構造 建築施工測量 建築製図 関係法規) (2) 安全衛生 (安全管理 衛生管理) 2 専攻学科 (1) 建築設計 (建築設計 設備設計 建築計画) (2) 施工法 (建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算) (3) 材料 (建築用材料)	加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算) (2) 塗装法 (塗装機器 塗装法) (3) 材料 (木工用材料 接着剤 仕上用材料)

三 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - (1) 法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
 - (2) 規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (2) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

次のいずれかに該当する者は、それぞれ次に定める試験の免除を受けることができる。

- (1) 規則第四十六条の表の上欄に該当する者 それぞれ同表の下欄に掲げる試験
- (2) 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百四十一号）附則第二条に規定する者 学科試験のうち関連学科

五 試験の日時

1 学科試験

(1) 指導方法

令和二年十月十四日（水曜日）午前十一時から正午まで

(2) 関連学科

令和二年十月十四日（水曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 実技試験

令和二年十月十七日（土曜日）午前九時から午後四時まで

六 試験場所

1 学科試験

岡山県庁分庁舎共用会議室五〇一（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

2 実技試験

岡山県立北部高等技術専門校（津山市川崎九五三）

七 受験者が持参すべき工具等

木工科の実技試験を受験する者は、実技試験の会場へ次に定める工具等を持参し、実技試験において当該工具等を使用すること。

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

種 類	寸法又は規格	数量	備 考
両刃のこ		1	
胴付きのこ		1	
ほぞびきのこ		1	
平かな		2	
長台かな		1	
きわかな		1	
切り面かな		1	
小かな		1	
大入れのみ（追入れのみ）		適宜	
突きのみ		適宜	
かき出しのみ		1	
筋けびき	適宜		鎌けびき可
白書き		1	
巻き尺		1	

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

	あて木	F形クランプ	端金	油つぼ	十字ドライバ	きり	木づち	玄能	ノギス	自由定規	下端定規	スコヤ（直角定規）	さしがね	直定規
					#2									
	適宜	適宜	適宜	1	1	1	1	1	1	適宜	1	適宜	1	適宜
	組み立て用及び打ち当て用のいずれも必要											木製又は金属製		

筆記用具		一式	
製図用具		一式	

使用できる工具等は、表中のものに限るが、同一種類のものは予備を持参してもよい。

八 受験申請手続

1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚（申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。）

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

2 申請書類の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県産業労働部労働雇用政策課

3 申請書類の提出方法及び受付期間

申請書類の提出は、郵送（簡易書留）によることとし、令和二年八月二十四日（月曜日）から同年九月十六日（水曜日）（同日の消印があるものまで有効とする。）まで受け付ける。

4 受験手数料

受験手数料として、次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。

実技試験 一万五千八百円

学科試験 三千百円

九 合否判定の基準

1 実技試験、学科試験の指導方法並びに学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学

科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該実技試験に限り合格とする。

3 学科試験の指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該指導方法に限り合格とする。

4 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

十 合格発表の方法

令和二年十月二十八日（水曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

十一 その他

1 受験申請書は、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードできる。なお、受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。

2 この試験について不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六―七三八七）に問い合わせること。

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

〔三五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字田中一一二一一二、一一二五一一、一一二五一一三、一一二六、一

一二五―三地先道、字市場一二四七―一、一二四八―一、一二四七―一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

三 許可番号

岡山県指令建指第八五号

〔三五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字松ノ木三七六一三、三七九一一、三七九一二、三八〇一一の一部、三八〇一二の一部、三八〇一四、三八三一一、三八三二四、三八四一一の一部、三八五一一の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市秦三八〇一二

社会福祉法人すずらん保育園

理事長 河合 眞作

三 許可番号

岡山県指令建指第三九八号

〔三五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字田中一一二一一二、一一二五一一、一一二五一一三、一一二六、一一二五―三地先道、字市場一二四七―一、一二四八―一、一二四七―一地先水路

二 公共施設の種類

道路、下水道、公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

五 許可番号

岡山県指令建指第八五号

〔三五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字松ノ木三七六一三、三七九一一、三七九一二、三八〇一一の一部、三八〇一二の一部、三八〇一四、三八三一一、三八三一二、三八三三四、三八四一一の一部、三八五一一の一部

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市秦三八〇一二

社会福祉法人すずらん保育園

理事長 河合 眞作

五 許可番号

岡山県指令建指第三九八号

令和2年8月7日 岡山県公報 第12217号

〔三五九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理

二 契約期間

令和二年七月二十七日から令和三年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部地域部地域課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年七月十六日

五 落札者の名称及び住所

朝日航洋株式会社

岡山市北区野田屋町二丁目六番二二号

六 落札金額

三九、六〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年五月二十九日